

**Q 8 国際基準が設定されている食品について、わが国でも同様に基準値を設定すべきではないですか？**

A)

食品中の汚染物質のリスク管理の方法としては、①農産物の生産段階での汚染低減対策、②食品の製造・加工段階での汚染低減対策、③基準値の設定があります。

今回、わが国における食品からのカドミウムの摂取状況及び国内食品中のカドミウムの含有実態を勘案した結果、摂取寄与が他の食品に比べ格段に高い米については、基準値を設定することによる管理を行うことで摂取量の低減化に寄与する割合が高く、ALARA の原則<sup>5)</sup>に従って基準値を改正することとしました。

また、米以外の食品については、米に比べて摂取寄与が低く、基準値を設定して遵守させることによるカドミウム摂取の低減には大きな効果は期待できないことから基準値を設定しないこととし、農林水産省を通じて、関係者に対し、引き続き、農水産物の生産段階での低減対策や含有実態調査を実施するよう要請することとしました。

今後、一定期間経過後にその実施状況について報告を求め、必要に応じて規格基準の設定等について検討することとしています。

**Q 9 農産物の生産段階などにおけるカドミウムの汚染低減対策として、どのような取り組みが行われているのですか？**

A)

土壌がカドミウムに汚染された農用地については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律等に基づき、環境省及び農林水産省において、汚染を除去するための客土（非汚染土による盛り土）などの事業が行われています。

<参考> 農用地土壌汚染対策（環境省）

<http://www.env.go.jp/water/dojo/nouyo/index.html>

また、農林水産省において、①カドミウムの吸収効率の高い植物を用いて土壌中のカドミウム濃度を低減する「植物浄化」技術の普及、②稲穂が出る時期の前後に水田に水を張ることによりカドミウムの水稲への吸収を抑制する「湛水管理」が推進されています。

さらに、米以外の品目（大豆、麦、野菜等）についても、①転作作物として

5) 「合理的に達成可能な範囲でできる限り低く設定する (As low as reasonably achievable)」との考え方。